

ASSOCIATION OF
MUSICAL ELECTRONICS INDUSTRY

AMEI News

2002年7月15日発行

Vol.19

(社)音楽電子事業協会第6回通常総会開催



5月14日午後4時より6時まで、ホテルエドモント「万里の間」において社団法人音楽電子事業協会第6回通常総会が約80名の参会の中開催され、13年度事業報告、収支決算報告、14年度事業計画案、収支予算案、及び14年度役員案が承認されました。開催に先立ち檀会長より、又来賓の経済産業省文化関連産業課片岡孝一郎課長補佐様よりご挨拶を頂きました。又閉会のご挨拶に平成13年度で理事・副会長を退任される村井栢夫様より音楽電子産業協会設立、社団法人音楽電子事業協会発足時のご苦労・お骨折りのお話を頂きました。

更に午後6時より、日頃ご指導ご支援を頂いている多数のご来賓のご出席を得、総会懇親会が開催され、主催者和智副会長の謝辞の後、経済産業省文化関連産業課小林洋介課長補佐様、文化庁著作権等管理事業室山中弘美室長補佐様、日本音楽著作権協会加藤正彦常任理事様より、それぞれ貴重なご挨拶を頂き、保志副会長の乾杯のご発声により、賑やかに懇親懇談の会が始まり、勝股監事の中締めがあり、午後8時に閉会いたしました。

CONTENTS

- 平成14年度事業計画 2・3・4
- デジタルコンテンツ推進委員会発足について 5
- ハードウェア委員会事業説明会 6・7・8・9
- モバイル部会長インタビュー 10
- 社団法人音楽電子事業協会組織図と役員名簿 11
- AMEI会員名簿、MIDI Liscence.comの開設 12

AMEI NEWS Vol.19 / 2002.7.15

社団法人音楽電子事業協会 機関誌

発 行：社団法人音楽電子事業協会 事務局

〒101-0061 東京都千代田区三崎町12-16-9

イトービル4F

TEL. 03-5226-8550 FAX. 03-5226-8549

発行人：中田 健

編集人：福田 誠（広報委員会）

編集協力：株式会社 ラプラス

ホームページアドレス：<http://www.amei.or.jp/>

平成14年度の事業計画（委員会活動）

（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）

■ (1) 専門委員会の改名及び統廃合 ■

- マルチメディア推進委員会をデジタルコンテンツ推進委員会に内容、名称を一新する。
- 1394プロジェクトを発展的に解消、MIDI規格委員会応用研究部会の中の1394WGとして活動する。
- 著作権・ソフト委員会のプロジェクト部会、パッケージ部会、ソフト部会の三部会を統合しソフト規格部会として活動する。

■ (2) ハードウエア委員会 ■

●活動方針：

- －電子電気楽器及び機器の安全、環境保全に関する技術、法律、規格問題の調査研究を、各専門部会が主体性をもって推進する事によって、会員の専門知識や技術向上を目指すものとし、もって電子電気楽器及び機器市場における更なる信頼性を確保する事により事業経営の安定に寄与することを目的とする。
- －ハードウエア委員会の活動の重要性をAMEI会員に対してPRする為の事業説明会を開催し、活動全般により多くの会員の参加を呼びかける。特に環境問題は電子楽器のみならず、すべての事業者（小売、卸、メーカー等）に適用される法律が相次ぎ制定されている。

(安全規格部会) (定款事業 第4条の1項及び2項)

- 音楽電子楽器、機器のIEC安全性自主依頼検査の推進(8件)
- 安全規格関連の規格と変動状況についてタイムリーな情報入手と会員への情報提供
UL6500対応と検討、IEC60065第六版（ヨーロッパ規制）、EN60065第二版、各国規制変動の把握と情報提供、電安法の施行状況把握と部会への提供

●技術資料の策定

- 規格改正年表や用語集などの整備を行うためWGを組織して推進
- EMC（電波障害）関連の状況調査と情報提供
各国規制動向を調査し会員への情報提供 CISPR13国内答申動向のフォロー
- PL関連情報の提供
- 部会専用ホームページの充実

(環境問題研究部会) (定款事業 第4条の1項 及び2項)

- 内外の環境に関する法・規制等の動向や情報を把握、会員会社にタイムリーに情報を提供する。
- 電子楽器として必要な環境課題に対し、見解を統一し対応を図る。
資源有効利用促進法の動向、ヨーロッパの廃家電製品・電子機器の規制動向 地球温暖化問題対応の動向、日本の家電リサイクル法の動向、容器包装リサイクル法の動向 各国の化学物質の規制動向 等

■ (3) MIDI規格委員会 ■

(定款事業 第4条の3項)

- 活動方針：
 - －MIDI規格の他業種への積極的利用促進
－検討及び決定の効率化とスピードアップ (WGを随時作って迅速に対応)
- 新規格への取り組み(モバイルMIDI部会)
 - －MOBILE MIDI (GML：携帯電話への配信用音楽データのフォーマット) の普及促進
 - －進化検討 (3G WG 第3世代携帯電話における標準化動向の調査並びに技術審議)
 - －SMF採用に向けて携帯電話業界への働きかけ

●MIDI規格書の整備 (規格検討部会)

- －MMAで承認されたXMF (eXpandable MIDI File) 規格書の作成
- －MIDIフォーマットの最新仕様の整備
- MIDIの他業界との関わりへの対応 (応用研究部会)
 - －SD Sound W G (SD Card Association)
 - －1394WG(1394プロジェクトの細部統続)
- MMAとの連携強化
 - －2003年NANNツアの実施 (MMAとの会議 MMA総会への出席)

■ (4) 著作権・ソフト委員会 (定款事業 第4条の1項及び4項) ■

● (全体定例会)

10回開催、各部会の活動内容の報告及び検討と会員の勉強会と問題提起のためのセミナーを外部講師を招いて実施 (9回予定)

| 第 回 | 開 催 予 定 日 | 時 間 | セミナー担当 | 備 考 |
|-----|-------------|-------------|-----------|-------------------|
| 1 | 平成14年4月11日 | 13:30～15:30 | セミナーなし | 活動計画の検討 |
| 2 | 平成14年5月9日 | 13:30～15:30 | ソフト規格部会 | |
| 3 | 平成14年6月13日 | 13:30～15:30 | インターネット部会 | |
| 4 | 平成14年7月11日 | 13:30～15:30 | カラオケ部会 | |
| 5 | 平成14年9月12日 | 13:30～15:30 | ソフト規格部会 | |
| 6 | 平成14年10月10日 | 13:30～15:30 | モバイル部会 | |
| 7 | 平成14年11月7日 | 13:30～15:30 | カラオケ部会 | |
| 8 | 平成14年12月12日 | 15:30～17:30 | ソフト規格部会 | 忘年会 (18:00～) |
| 9 | 平成15年1月16日 | 13:30～15:30 | インターネット部会 | NAMMショーアーク1/16～19 |
| 10 | 平成15年3月6日 | 13:30～15:30 | モバイル部会 | |

(ソフト規格部会) (定款事業 第4条の1項)

- マルチメディアソフトウェア、コンテンツを軸とした各種調査、研究を通じMIDI、音楽電子事業の活性化、普及啓発活動を行う。
 - －メモリーカード等セキュリティ問題
 - －会員企業の知的財産等の権利保護問題
 - －その他規格問題等
 - －GMレベル2スコアWG：GMレベル2の普及発展、市場拡大のための普及、啓蒙活動とデータ書式の標準化を図る。
(昨年よりの継続テーマ)
(データ制作ガイドブックの作成、データ制作者のための各種ツールの開発、互換性向上のための活動)
 - －録音物WG、第2、第3の音楽著作権管理事業者との録音物に関する音楽著作権使用料及び報告フォーム等の検討と協議

(カラオケ部会) (定款事業 第4条の1項)

- 著作権等管理事業法施行の年にあたり、AMEI設立当初からの活動経験を生かし、JASRAC以外の音楽著作権管理団体も含め協議・交渉を行い、日本が生んだカラオケ文化が一層発展する様に、権利者・利用者・事業者の三者が共に有益になる事を目標に、会員各社の事情も配慮し共通できる課題に取り組む。

(インターネット部会) (定款事業 第4条の1項)

- 会員各社のネットワーク環境におけるMIDI活用の音楽著作権利用事業の公正な使用料の確立。
 - －NMRC「ネットワーク音楽著作権連絡協議会」(10団体)を通じ、AMEI会員の意見を反映させた形で、ネットワーク(インターネット)における音楽著作権使用料の適正化を推進
 - －NMRCモバイル分科会として、携帯電話をベースとしたインターネットタイプ音楽著作権使用料の適正化。

(モバイル部会) (定款事業 第4条の1項)

- NMRCモバイル部会を軸とした着信メロディ等のモバイルコンテンツに関する著作権使用料及びその規程の見直し。
 - －NMRCモバイル分科会とJASRACの定期開催を行い、モバイル関連コンテンツに関する著作権使用料の減額を図る。
 - －JASRAC、第2JASRAC等との著作権処理の適正運用を図るために協力体制を作りゆく。
 - －第三世代以降の新しい携帯電話での著作権保護のためのセキュリティ強化を検討
 - －第三世代以降の新しい携帯電話でのコンテンツ事業者の適正な事業運用を図るために環境を提言して行く。
 - －無許諾サイトなどの取締まりを権利者や管理団体が適正に行っていく上で協力。

■ (5) 事業委員会 ■

(定款事業 第4条の4項)

- イベント、セミナー等を通じ、AMEI会員の事業内容の認知と音楽電子機器及びソフトウェアの普及を図る。

●AMEI主催の展示会、セミナー、フォーラム等を検討

- －楽器とコンピュータを使った音楽制作の楽しみ方を提案
- －AMEIの主活動をセミナー形式で紹介(一般コンシューマ向け)

■ (6) デジタルコンテンツ推進委員会 ■

(定款事業 第4条の4項)

- マルチメディア推進委員会の活動方向運営を見直し検討してきたが、デジタルコンテンツ推進委員会として名称も内容も一新して活動を再開する。
- プロードバンドコンテンツのあり方(制作技術的、技術フォーマット的コンテンツのあり方、ビジネスのあり方、問題点の抽出)に関して調査、分析を行い、プロードバンドコンテンツ普及、推進に関して啓発を行う。

- －プロードバンドコンテンツ作成に係わる調査研究(セミナー等開催)
- －プロードバンドコンテンツ流通に係わる調査研究(同上)
- －プロードバンドコンテンツ技術に係わる調査研究(同上)
- －プロードバンドコンテンツ普及啓発に係わる業務(アワード等開催)

■ (7) デジタルレコーディング委員会 ■

(定款事業 第4条の4項)

- 年間10回の定例会を持ち、メーカー間の技術的連携をとり、その活動成果の積極的活用を行うと共に必要情報をユーザーへ告知する。
 - ワードクロック端子規格の検討・提言
各メーカーの現状に準じた仕様をまとめ、製品開発時のガイドラインとして提案する。
 - ハンドブック改訂版の検討
初刊から4年が経過した「これで解かったデジタルレコーディング」について現状との相違点を検証。

- 「デジタルレコーディングに関する知識情報」の提供をホームページ上に継続掲載推進。
機器の使用上の具体的問題点をユーザー自身が解決できるような情報を入れてゆく。
- 委員会メンバーの知識向上のための勉強会、講習会の実施。
各社機器の組み合わせによる動作の検証を行う。必要に応じホームページ上の公開。

■ (8) MIDI認定制度研究委員会 ■

(定款事業 第4条の4項)

- 合格者の社会的評価のアップ
2級合格者への社会的認知度の向上のための施策 (PR、広報活動の検討と実施に重点ポイントを置く。(実態調査と活躍状況をプロモート))
- その他、検定試験の実施
 - 「第5回MIDI検定試験3級」「第4回MIDI検定試験2級」の実施
筆記試験 14年12月
実技試験 15年2月「MIDI検定4級のシステム」の拡大

- 2級実技試験合格者に対し、4級講師としての養成と認定講座の実施、2級実技試験合格者宅での4級講座の実施
- 専門学校の4級実施のためのセミナー
- 「CLUB MIDI」の会報誌年2回発行予定 - インターネットを活用
- 3級合格者へのデジタルミュージック関連情報の発信、会員企業のPR広報、会員相互の交流 (ホームページを活用)、特別セミナー等の企画実施
- 運営エネルギーの効率化
-2級実技会場のタイアップ

■ (9) 1394プロジェクト (MIDI規格委員会 1394WGとして再スタート) ■

(定款事業 第4条の3項及び4項)

- 2年間のプロジェクト活動によって、1394上での音楽データ伝送に係わる基本部分であるMIDIデータ伝送仕様、及び機器間接続の管理方法に関する業界仕様は決まった。
- 1394プロジェクトの発展的解消と残され課題の解決 (MIDI規格委員会応用研究部会の1394WG)

- RP-027、Music Subunit等の既存仕様書のリバイス
- Transfer Delayの規程
- 仕様ガイドライン：インプリメント方法に対する手引き
- ファイル転送方法
- 機器の管理番号notation
- 各社インプリメントのための情報交換 等々

■ (10) 透かし推進プロジェクト ■

(定款事業 第4条の3項)

- AMEIが提供する「標準MIDI電子透かし」(第1層)埋め込みツールを会員企業が使用する様に促進、MIDIデータ作成販売における権利保護の仕組みを構築する。
共通透かしの利用によるデータの違法複製抑止、並びに権利者から円滑な許諾を獲得して業界の発展に貢献する。

- ISMC及びMIDIsign活用企業の拡大
- ISMCとMIDIsign規格を標準に近付ける為、コンテンツIDフォーマットと連携、特にコード体系の連携 — DCAJの実証実験に参画
- 技術WG、運用WG、普及展開WGで諸問題を研究、討議、解決決定していく
- 米国MMAとの連携

■ (11) 広報委員会 ■

(定款事業 第4条の4項)

- 会報「AMEI NEWS」を平成14年7月、11月、平成15年3月計3回発行する。

- AMEI入会案内を平成15年3月までに改訂・発行する。

■ (12) 海外視察団の実施 ■

(定款事業 第4条の5項)

- MIDI規格委員会主催にて
 - 米国NAMM視察団の実施 (平成15年1月)
NAMMショー (1/16 ~ 19) 音楽電子事業の視察、情報収集

- 米国MMA総会出席及びプレミーティング実施 (視察団)
MMAとの協議、情報交換 事項



デジタルコンテンツ推進委員会発足について

— 1) デジタルコンテンツ推進委員会発足の背景とその意図 —

デジタルコンテンツ推進委員会はマルチメディア推進委員会が発展して誕生いたしました。マルチメディア推進委員会を発足させた当時はパッケージメディアとしてCD-ROMが普及し始めた頃で、いわばようやくマルチメディアが一般的に認知され始めた頃です。このマルチメディアの領域にMIDIや電子楽器、音響の領域を広めていき産業全体の中での電子楽器、電子音響の地位向上を目的としてマルチメディア推進委員会が誕生いたしました。

マルチメディア推進委員会では2つの部会に分かれておりました。人材育成部会としてマルチメディアテキスト音響音楽編(CD-ROMテキスト)の作成などをおこないました。また技術部会として当時の最新の技術情報を会員共有するための技術セミナーを年間数回おこなうなどの活動を行ってまいりました。

しかし時代の流れは早く当時は非力であったネットワークも現在はブロードバンド時代となり、大変、普及するようになりました。さらにこれからはADSLから光ファイバーや無線を使ったFTTHの大容量ブロードバンドに移行していくこうとしています。

パッケージメディアでは当時まだ珍しかったDVDも今ではビデオデッキ並に普及し、また個人でもDVDビデオを作成することも珍しいことでは無くなりました。

このようにコンテンツの重要性がより高まってまいりました。そこでマルチメディア推進委員会よりも枠を拡大してデジタルコンテンツ制作に関するさまざまな要素を研究テーマとし活動していくため、新たにデジタルコンテンツ推進委員会を提案し、誕生いたしました。

本委員会はブロードバンドコンテンツのあり方、(制作技術的、技術フォーマット的、コンテンツ流通のあり方、ビジネスのあり方、問題点の抽出)に関して調査、分析を行い、ブロードバンドコンテンツ普及、推進を支援することで、社団法人 音楽電子事業協会の発展に資していきたいと考えております。



古山俊一委員長

— 2) 現在のデジタルコンテンツ市場の動向と今後の見通し —

コンテンツ市場の現在の動向を知る意味でも、現在のネットワーク関連の状況を思いつくまま書いていきましょう。

4月末のブロードバンド回線数は約427万、このまま増加が続くとすれば、2002年末には700万を突破する計算になります。これらの数字はあくまで回線数であり、家庭のブロードバンド環境を考えると、家族が1本のアクセス回線を共用している場合が多いのです。メディアとしての価値が急速に高まっていると言えるでしょう。

さらに現在、デジタルコンテンツ業界で最も注目を集めていることに「無線のネットワーク」があります。相次ぐ専用線化によって、モバイル型のコンピュータとのデータ共有が難しくなってきています。ユーザーは幾つものメールアドレスをバトンリレーのように転送しながら、メールデータの共有を行う人も多く、一つのメールアドレスで、対応することが困難になっています。そこで登場したのが、「ホットスポット」です。これはプロバイダー業者が専用線に使用されているアドレスを無線でも使えるようにしたサービスです。これには、アクセスポイントの整備に巨額な資金が必要になってきますが、チェーン店を展開している、ファーストフード店やコンビニエンスストアなどとアライアンスを組み、アクセスポイントを設備してここに行

けばネットワークにアクセスできるわけです。これらが、モバイル型コンピュータ普及の起爆剤となる可能性も高いのではないでしょうか。

一方、モバイルといえば、モバイル型コンピュータに対して、PDAまたは、携帯電話も無視できません。PDAに関しては主にビジネスユースのユーザーが中心ですが、市場の活性化のためには、若者層の取り込みが重要です。これらの普及のためにはキラーコンテンツが必要になってきます。

すでに携帯電話の世界では、着メロを始め、携帯電話を使用したMP-3のプレーヤーなどの出現により、AMEIとは大きくかかわっています。同じように今後はモバイル新分野とのかかわりが期待できます。

このように現在、すでにインフラは整っています。これからはそれを何に使うかが問題ではないでしょうか。コンテンツが大変重要な存在になってきます。コンテンツがユーザーに受け入れられ、そのメディアの必要性が高くなれば、さらにインフラはまだ伸びていき、より活性化していきます。

デジタルコンテンツ推進委員会としてコンテンツ業界の動向の研究をおこない、これらの研究報告が新しいきっかけを産み出す試金石となればと考えます。

— 3) デジタルコンテンツ推進委員会の今後の展望と、委員長としての抱負 —

先ほども書きましたとおりデジタルコンテンツ推進委員会はコンテンツ業界の動向をリサーチしコンテンツビジネス、制作技術、コンテンツ流通など広い分野にわたりブロードバンドコンテンツのあり方を調査や分析を行います。これらが

ブロードバンドコンテンツ普及の一助となるように努力していきたい所存であります。会員皆様のご指導、ご鞭撻をなにとぞよろしくお願ひいたします。

ハードウエア委員会 事業説明会 開催報告

- 平成14年6月11日 午後3時～5時までインダストリアルホール（神田駿河町）にて22社37名の出席を得て、宮間伸一副委員長の総合司会で開催された。
- 中田晴昭委員長よりご挨拶
電気用品に係る事業者の「安全規格」「環境問題」に対する社会的要請と法的規制が益々強くなり、メーカーに留まらず輸入業者、販売業者にも適用される、その具体的な内容の動向把握とその対応、そのための情報交換は事業者にとって大事になってきている。
- 本日はその一端をご紹介するだけに過ぎず、今後の動向等はハードウエア委員会の各部会に入部会、出席し各種の情報を共有し、対応策に協力を是非お願い致したい。
- 宮間伸一副委員長より部会参加へのお誘い（閉会のご挨拶）
ハードウエア委員会の各部会審議では、安全・環境に関する一般情報、法律動向を入手できるだけでなく、これから情報交換を通じて、現場での疑問点、問題点を解決するためのアドバイスを受けることも可能となります。「安全規格」「環境問題」各部会は年5～6回の情報交換会と対応検討会を開催しています。部会はその扉を閉ざしているわけではなく、関心を持つ会員であればいつでも参加可能です。これを機会に部会参加について前向きにご検討下さる様お願い申しあげます。



● 安全規格部会 末次賢一部会長の説明

世界のトレンドその1

先進国 規制緩和、国家認証の廃止

ヨーロッパ/自己宣言による市場投入
日本/甲種電気用品の削減
アメリカ/認証ビジネスの拡大



自己責任の増大
民間試験所の台頭
各国当局の市場買い上げ検査増大

安全な商品の供給は経営の基本

安全確保は会社の社会的責任
安全認証マークは市場へのパスポート
地味だが、しっかりやって形で示す
知らなかつたでは済まされなくなる
安全でない製品はリコールにもつながる

安全規格部会の目的

バックグラウンド
法規、基準、認証の制定や改廃の增大
安全な商品の供給（社会的責任）

目的
世界中の安全規格の変動を把握
把握情報を会員に提供
安全な商品を供給できるようにバックアップ

ゴール
顧客満足の増進と事業リスクの回避

世界のトレンドその2

中進国 新規認証の開始

中国/CCCマーク
韓国/EKマーク
台湾/BSMIアローマーク
東欧諸国/各國国家認証マーク

国家認証の開始
先進国の仲間入り
通関規制
認証ビジネス台頭

電気用品安全法その1

法的責任者 国内製造事業者、輸入事業者
輸入品の安全確保は輸入事業者の責任

責任者名の表示 会社名、略称、登録商標

法定表示 責任者名、PSEマーク、電気定格

技術基準
安全規格とEMC
(第1項、第2項)
(電源高調波抑制ガイドライン)

平成14年度

安全規格部会事業計画概要

活動方針 活発な情報交換 活動の分担作業
HPの有効活用 基礎技術資料整備

主要事業計画
電気用品自主依頼検査の推進（補助金）
規格改定年表や用語集の策定
HPのリニューアル
各国変動状況の把握と情報提供

世界のトレンドその3

EMCの拡大 新興諸国のEMC認証開始
韓国、中国、台湾、オーストラリア、ロシアなど
ヨーロッパのイミュニティー規制強化
EN55024, EN55103

規格のITC化
UL60065（アメリカ） E60065（カナダ）
EN60065（ヨーロッパ） J60065（日本）
K60065（韓国） GB8898（中国）

自己責任の増大
CEとマーケットインスペクション
電気用品安全法と試験検査
適合宣言書の発行

電気用品安全法その2

各種届出



特定電気用品 適合性証明書の取得保管

その他の電気用品 自己検証

型式区分の管理 電子楽器の型式区分（別紙）

監督官庁の権限 試験検査、回収命令、改善命令、
販売禁止命令、立ち入り検査権限

部会14年度開催予定

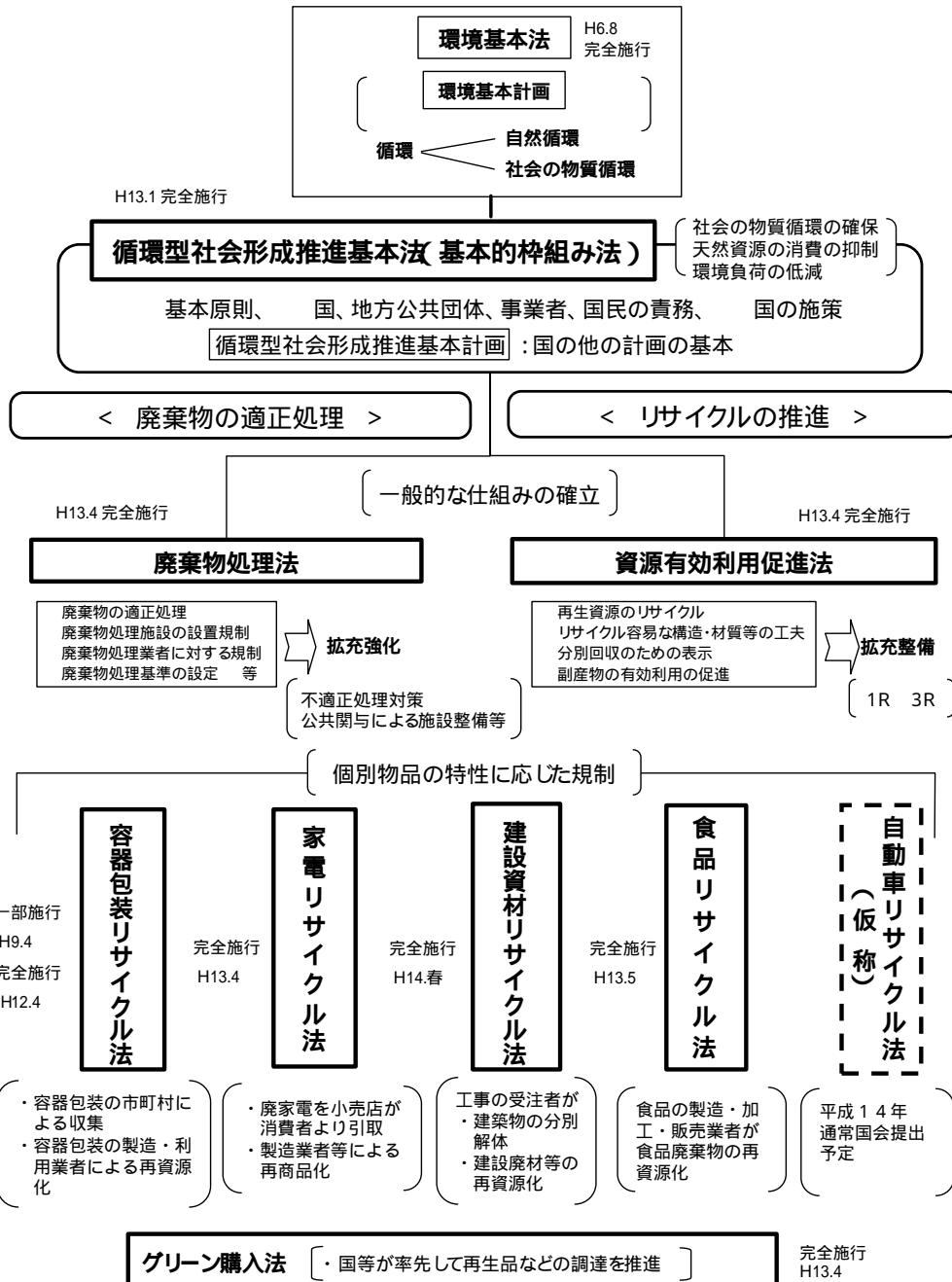
| | | |
|-----|-------------|----|
| 第1回 | 平成14年5月16日 | 東京 |
| 第2回 | 平成14年7月18日 | 浜松 |
| 第3回 | 平成14年9月19日 | 東京 |
| 第4回 | 平成14年12月12日 | 浜松 |
| 第5回 | 平成15年1月23日 | 東京 |
| 第6回 | 平成15年3月20日 | 浜松 |

● 環境問題研究部会 八木茂良部会長説明

日本の環境法体系

*循環型社会形成推進基本法
*資源有効利用促進法
*容器包装リサイクル法
*家電リサイクル法
*グリーン購入法

循環型社会の形成のための法体系



容器包装リサイクル法

1. 容器包装リサイクル法とは

*家庭から一般廃棄物として排出される容器包装について、消費者・市町村・事業者が各自の責任（義務）を分担する

・事業者の責任：
市町村が適切に分別収集した容器包装廃棄物を、自ら又は指定法人等に委託して再商品化（リサイクル）をする

・市町村の責任：
分別収集計画を定め、区域内の容器包装廃棄物の分別収集をする

・消費者の責任：
容器包装廃棄物の分別排出をする

2. 対象事業者

- 1) 「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者
- 2) 「容器」を製造する事業者
- 3) 「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者
・義務対象外（小規模事業者）

| 業種 | 売上高 | 従業員 |
|----------|----------|---------|
| 製造業等 | 2億4千万円以下 | かつ20名以下 |
| 商業・サービス業 | 7千万円以下 | かつ5名以下 |

3. 施行日

*平成12年4月1日 完全施行

資源有効利用促進法

*製品アセスメント (1 R → 3 R)

*識別表示

*製品回収・リサイクル

資源有効利用促進法の対象品目・業種

| | 副産物のリユース・リサイクル | リユース部品使用 | リサイクル材使用 | リユース配慮設計 | リユース配慮設計 | リサイクル配慮設計 | 分別回収の表示 | 事業者の回収リサイクル | 副産物リサイクル促進 |
|------------------------------|---|----------|----------|----------|-----------|-----------|---------|-------------|------------|
| 義務業種・品目の名称 (参考) 旧法での名称 | 特定省資源業種 | 特定再利用業種 | | 指定省資源化製品 | 指定再利用促進製品 | | 指定表示製品 | 指定再資源化製品 | 指定副産物 |
| 容器包装 | PETボトル スチール缶 アルミ缶 ガラスびん プラスチック製容器包装 紙製容器包装 | | 特定業種 | | | | 第一種指定製品 | 第二種指定製品 | 指定副産物 |
| 紙 | | | | | | | | | |
| 自動車・オートバイ | | | | | | | | | |
| 家電(4品目) | | | | | | | | | |
| 電子レンジ、衣類乾燥機 | | | | | | | | | |
| 小形二次電池使用機器(電池のみの対応) | | | | | | | (追加) | | |
| ガス・石油機器 | | | | | | | | | |
| 金属製家具 | | | | | | | | | |
| パソコン | | | | | | | | | |
| 小形二次電池 | | | | | | | | | |
| はちんこ台 | | | | | | | | | |
| 浴室ユニット | | | | | | | | | |
| システムキッチン | | | | | | | | | |
| 複写機 | | | | | | | | | |
| 硬質塩ビ管・継手 | | | | | | | | | |
| 硬質塩ビ製の雨どい・サッシ、塩ビ製の床材・壁紙 | | | | | | | | | |
| 鉄鋼業 | | | | | | | | | |
| 紙・パルプ製造業 | | | | | | | | | |
| 無機・有機化学工業製品製造業 | | | | | | | | | |
| 銅第一次製錬・精製業 | | | | | | | | | |
| 自動車製造業 | | | | | | | | | |
| 電気業 | | | | | | | | | |
| 建設業 | | | | | | | | | |

注1 :旧法において既指定、:平成13年4月指定

注2 小形二次電池使用機器は、コードレスホン、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ(含デジタルスチルカメラ)、ヘッドホン・ステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、家庭用電気治療器、電動式がん具(以上既指定分)、プリンター、ハンディーターミナル、電源装置、携帯電話用通信措置、ファクシミリ、交換機、非常用照明器具、誘導灯、火災警報装置、防犯警報装置、電動車いす、医療用機器、電動アシスト自転車

注3 合計10業種・69品目

容器包装識別マーク表示

1. 識別マークについて

- 1) 識別マークは、「資源有効利用促進法の指定表示製品」の要求であり、目的は消費者に分別排出を促すこと
- 2) 既に表示されている「スチール」「アルミ」「P E T」に、新たに「紙」「プラ(プラスチック)」が追加された
- 3) 個々の容器包装へ以下の表示を行う
紙製容器包装 プラスチック製容器包装



・ダンボールは除く



・飲料用、しょうゆ用PETボトルを除く

2. 表示義務者について

*紙製・プラスチック製容器包装の

- 1) 利用事業者
- 2) 製造事業者
- 3) 輸入販売事業者

3. 表示サイズについて

*「紙マーク」及び「プラマーク」とも

- 1) 印刷の場合は、上下6mm以上
- 2) 刻印・エンボスの場合は、上下8mm以上



4. 適用除外について

*容器包装が次の場合は、表示が免除される
但し、容器包装が多重容器包装の場合は、一括表示が必要となる

- 1) 無地の場合
- 2) 小さかったり、ネット形状等で表示できない場合

5. 表示義務施行日について

*平成13年4月1日

但し、平成15年3月31日までは、表示がされていくても「罰則」の適用は猶予される

家電リサイクル法

1. 家電リサイクル法とは

*家庭から排出される使用済みの家電製品の効果的な再商品化(リサイクル)と廃棄物の減量化を図ることを目的としている

・正式名称：特定家庭用機器再商品化法

2. 当面の対象製品と再商品化率

| | |
|-------------|------------|
| *プラウン管式テレビ | 55%以上(重量比) |
| *電気冷蔵庫 | 50%以上(重量比) |
| *電気洗濯機 | 50%以上(重量比) |
| *エアコンディショナー | 60%以上(重量比) |

3. 対象者と責任

*製造業者等(製造業者、輸入業者)

- ・自らが過去に製造・輸入した対象機器の引取
- ・引取場所の適正配置
- ・引き取った対象機器の再商品化(リサイクル)

*小売業者

- ・自らが過去に販売した対象機器の引取
- ・買い換えの際に引取を求められた対象機器の引取
- ・引き取った対象機器の製造業者等(又は指定法人)への引き渡し

*市町村

- ・収集した対象機器の製造業者等(又は指定法人)への引き渡し、又は自ら再商品化の実施

*消費者

- ・対象機器の小売業者等への引き渡し
- ・収集、運搬、再商品化等の費用の支払い

グリーン購入法

1. グリーン購入とは

*製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することである。

*又、グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

・正式名称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

2. グリーン購入法は

*国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

3. グリーン購入を進めるために

*環境ラベルやデータ集などの様々な情報を活用し、できるだけ環境負荷の少ない製品等を選ぶことが重要である

・情報源の紹介 — 環境省のホームページ

グリーン購入法特定認定品目

| | |
|-----------|---|
| ○紙類 | 情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙）、印刷用紙、衛生用紙（トイレットペーパー） |
| ○文房具 | 筆記用具（鉛筆、ボールペン、シャープペンシル等）、ファイル、ノート、のり、テープ等 |
| ○機器類 | 机、いす、棚、黒板、掲示板等 |
| ○OA機器 | 電子計算機、コピー機、ファクシミリ、スキャナー等 |
| ○家電製品 | 電気冷蔵庫、エアコンディショナー、テレビジョン受像機、ビデオテープレコーダー等 |
| ○照明 | 蛍光灯照明器具、蛍光管 |
| ○自動車 | 低公害車（ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車）、低公害車以外の自動車（ガソリン車、ディーゼル車） |
| ○制服・作業服 | 制服・作業服 |
| ○インテリア・寝装 | カーテン、カーベット、毛布 |
| ○設備 | 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池 |
| ○公共工事 | 資材（再生木質ボード、タイル）、建設機械 |
| ○役務 | 省エネルギー診断 |

(全101品目)

環境JIS

1. 目的

*製品本来の機能と製品のライフサイクルの各段階を通じた環境のバランスを確保することにより、環境保全に資するJISを通じた体系的な環境配慮を推進すること。

2. 規格

*環境・資源循環規格

・環境配慮規格

・環境測定規格

・環境マネジメント規格（ISO14001等）は除く

3. 計画

*平成14年度—平成16年度の中期計画

4. 経緯

*平成12年1月28日

・環境配慮型JIS規格制定の審議ためのリサイクル企画専門委員会／分科会が発足

*平成12年6月6日

・報告書「資源循環型社会構築に向けた標準化施策について」作成・発表

（日本工業標準調査会 環境・リサイクル部会）

*平成13年8月31日

・報告書「標準化戦略」／「環境・資源循環分野における標準化戦略」作成・発表

（日本工業標準調査会 標準部会）

環境・資源循環専門委員会）

*平成14年3月27日

・意見募集「環境JISの策定促進のアクションプログラムについて—規格のグリーン化に向けて—」発表

5. 当面のJIS化規格（関連分野）

*日本工業標準調査会 標準部会

・平成14年4月24日 発表

*平成14年度にまとめる規格

・鉛フリーはんだの各種試験方法

・溶融温度範囲測定方法

・機械的特性試験方法

・はんだ材料のぬれ広がり特性評価試験方法

・はんだ材料のウェッティングバランス性特性評価試験方法

・はんだ付継ぎ手性能試験方法

*平成15年度—16年度にかけて

・電気・電子機器の環境適合設計ガイド

・電気・電子機器の材料開示質問表作成ガイド

*その他の検討対象標準テーマ

・易リサイクル性難燃材

・中古部品を使用した製品の品質評価方法

・使用者へのリユース情報提供方法

最近の環境研究部会の活動実績（例踏査会）

*法・規制等の動向調査及び情報交換

・資源有効利用促進法の動向

・ 製品アセスメント対応

・ 容器包装識別表示対応

・ 地球温暖化問題対応の動向

・ 省エネルギー

・ 日本の家電リサイクル法の動向

・ 容器包装リサイクル法の動向

・ タイプⅢ環境ラベルの動向

・ 環境JIS

・ 欧州の廃家電製品、電子機器の規制の動向

・ WEEE指令、RoHS指令、EEE指令

・ 各国の化学物質の規制の動向

など

*平成10年度（1回）

・容器包装リサイクル法

・講師：

通商産業省 リサイクル推進課 係長 角井和久 氏

*平成11年度（2回）

・容器包装リサイクル法

・講師：(財)日本容器包装リサイクル協会 理事・総務企画部 部長 土居敬和 氏

*平成12年度（2回）

・鉛フリーはんだについて

・講師：千住金属工業株式会社 研究員 豊田良孝 氏

名古屋営業所 南 昭夫 氏 本多正彦 氏

*平成13年度（1回）

・PRT法について

・講師：

ヤマハ株式会社 環境管理部 技師 大隅清美 氏

平成14年度活動予定

*部会

国内外の環境に関する法・規制等の動向調査及び情報交換

・第1回 平成14年 4月 9日 東京

・第2回 平成14年 6月11日 東京

・第3回 平成14年 9月10日 浜松

・第4回 平成14年12月10日 浜松

・第5回 平成15年 2月12日 東京

*勉強会

WEEE & RoHS指令 日程未定

『著作権ソフト委員会 モバイル部会』部会長インタビュー

○1：モバイル部会設立の経緯は？

A 1 : 現在のモバイル部会が扱っている音楽ファイルは主に携帯電話用の着信メロディ(いわゆる着メロ)用ファイルで、その起源は、1999年の12月にドコモからiモードの携帯電話が発売された時にさかのぼります。それまで着信メロディ用の音楽データというものが無かった訳ではありませんが、複数の音が同時に出せるいわゆるポリフォニック形式の音楽データを一度に5キロバイト単位(当時)でパケット伝送出来るという形が可能になったのは、iモードが出てからです。

当時AMEIにはモバイル用の音楽ファイアを来作を
取り扱う場がなかったため、今後発生する問題や音り
であります。ファイル統一化問題としての取り
扱いは、業界としての考え方から、MIDI規
格問題に関するべきであるとMIDI部会が、著作権
一本化すべきであります。ソフツ委員会の中にモ
バイル部会が、それぞれ設立されることにな
ったのです。

○2：モバイル部会の今までの活動実績は？

▲2：モバイル部会では、iモードの発売と共に普及し始めていた着信メロディにターゲットを絞り、楽曲の権利処理方法や使用料に関して、従来のインターネット音楽配信とは異なった新たなシステムを導入するための活動をしてきました。

着信メロディが従来の音楽配信とどう違うかと言うと、

- 1) 著作権フラグが立っているデータを他に転送することが出来ない仕組みになっている。
 - 2) 着信メロディとして必要十分な音源クリティしか持っていない。
 - 3) 演奏時間もせいぜい45秒程度である。

3) 演奏時間もせいせい45秒程度でめる。これらの特質を前面に出してJASRACと協議した結果、1ダウンロード当たり5円という現在の使用料モデルが出来たのです。

使用料の負担が実質7.7円から5円(実際にはこのように、その限りでなく、更に10%の減額措置あり)に減ったことにより、それと交換して事業者サイドは事業をやり易くなることになります。事業者サイドは事業規模も拡大する旨著としての大きな結果としてマーケット規模も単純化されます。権利者サイドへは還元や新規事業者との提携などではなくて、たとえば部会としての次元から、話し合いをする場所が創出でき、モバイル部会になります。これはこれまでのモバイル部会と大きく異なっています。

参考までに申ししますが、この事業がどうか

正面でなにれど一す事とて今ウタ行毛会な辺性不
理考遁テめ、リン得きメ持す。一がして、部心にその整合性不
処らもスとかソヨにでうをまハア化中イル中心てのります。
權か最シまるのシぐがいトい後工進くバイがつります。

○3：着信メロディの市場規模と今後の見通しは？

▲3：昨年度の着信メロディの売り上げ金額(ユーザ一が支払った金額)は、およそ950億円と言われています。携帯電話自体がほぼ一通り行き渡って来たため、これからの大好きな伸びは期待できないかも知れません。

しかし、着信メロディというものは、携帯電話の各種サービス(天気予報、ニュース、各種情報提供等)と異なって、携帯電話の基本機能とも言えるものであり、しかも、誰から誰への着信かを即座に判別できる便利なものですから、規模や形態は変化しても、今後も需要は減らないでしょう。またこの異なった次元のニュースである、音楽配信が今後どのような形で進化することになろうとも、MIDI形式の着信メロディはそれとは独立して存在し続けると思います。

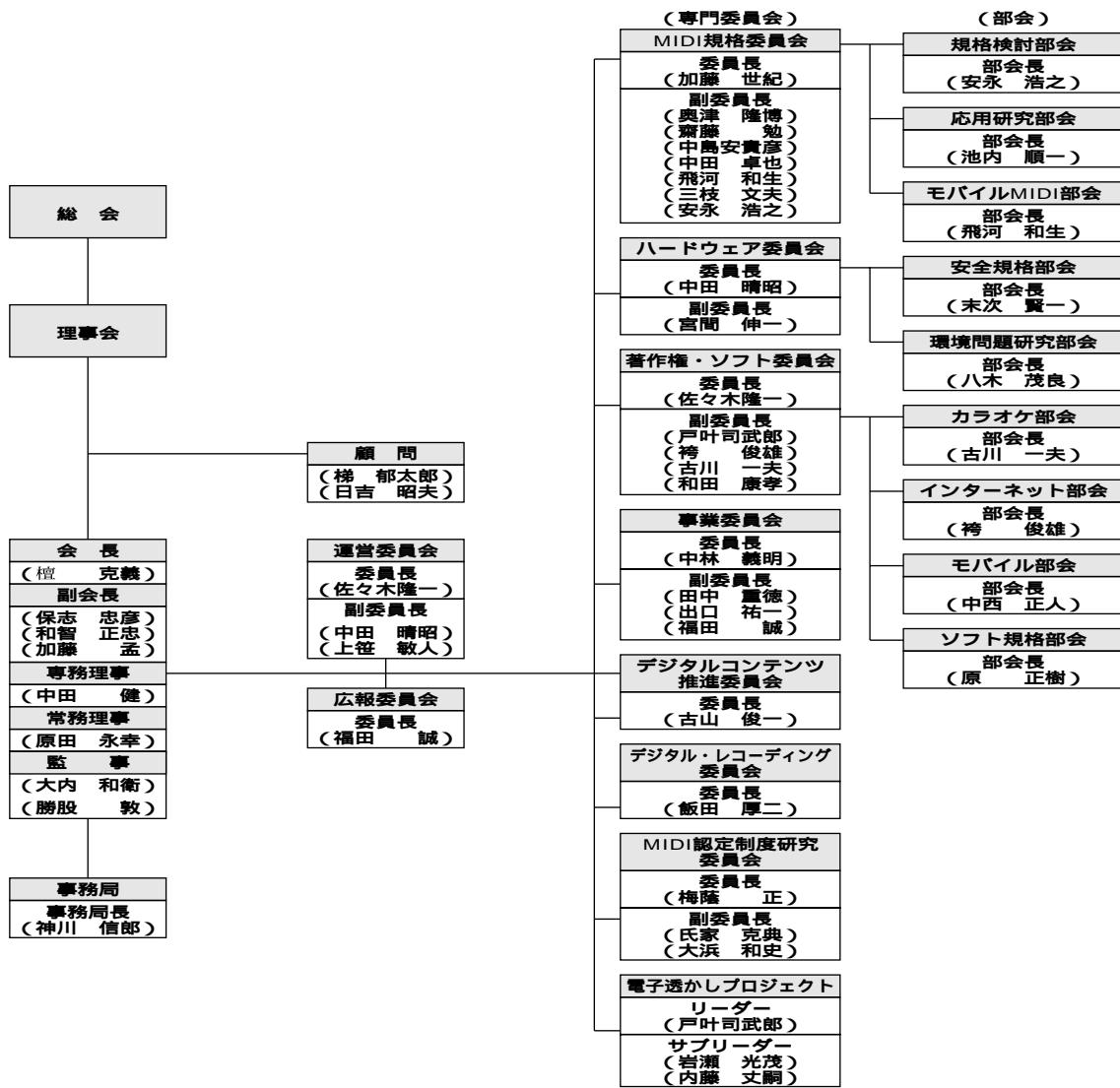
○4：モバイル部会の今後の課題は？

△ 4： 使用料の問題がひとまず落ちていますので、今後は次のような課題にも着手して行きたいと思います。

- 1) 携帯電話に装着されたメモリーパッケージへのダウンロードの問題
 - 2) 動画との連動の問題
 - 3) マルチメディア的な使い方の問題
 - 4) 海外での転信に関する問題

4) 海外とのBCI会議に関する問題
これらひとつひとつつの課題に対しても、皆さん
と共に取り組んで行きたいと思いますので、
ご協力を宜しくお願ひ致します。

社團法人音樂電子事業協會組織圖



(社) 音楽電子事業協会 平成14年度役員名簿

| | | |
|------|-------|----------------------------|
| 会長 | 檀 克義 | ローランド株式会社代表取締役社長 |
| 副会長 | 加藤 孟 | 株式会社コルグ代表取締役会長 |
| 副会長 | 保志 忠彦 | 株式会社第一興商代表取締役社長 |
| 副会長 | 和智 正忠 | ヤマハ株式会社常務取締役事業開発本部長 |
| 専務理事 | 中田 健 | 社団法人音楽電子事業協会事務局 |
| 常務理事 | 原田 永幸 | アップルコンピュータ株式会社代表取締役社長 |
| 理事 | 赤松 憲樹 | 学校法人尚美学園学園長・理事長 |
| ク | 安部 敏弘 | 株式会社河合楽器製作所執行役員電子楽器事業本部本部長 |
| ク | 荒木 徹朗 | ティック株式会社取締役技術開発本部長 |
| ク | 大坪 文雄 | 松下電器産業株式会社代表取締役常務 AVC社社長 |
| ク | 大橋 郁夫 | ニフティ株式会社常務取締役 |
| ク | 大橋 幸雄 | 株式会社プリマ楽器代表取締役社長 |
| ク | 隈元 健二 | ピクターレジャーシステム株式会社代表取締役社長 |
| ク | 佐々木隆一 | 株式会社ミュージックシーオージーピー取締役会長 |
| ク | 島村 元紹 | 島村楽器株式会社代表取締役社長 |

| | | |
|-----|-------|---|
| 理 事 | 鈴木不二男 | 株式会社鈴木楽器製作所代表取締役社長 |
| ク | 鈴木 洋三 | カシオ計算機株式会社常務取締役営業本部長 |
| ク | 田中 義雄 | 株式会社 J E U G I A 代表取締役社長 |
| ク | 中辻 一夫 | 株式会社ユーズビーエムビーエンタテイメント代表取締役社長 |
| ク | 西垣 保男 | 株式会社タイトー代表取締役社長 |
| ク | 張替 滋夫 | 株式会社ヤマハミュージックメディア代表取締役社長 |
| ク | 久田 鎮雄 | 株式会社エクシング代表取締役社長 |
| ク | 深谷 敏行 | バイオニア株式会社ビジネスシステム事業部事業推進担当部長 |
| ク | 松川 修二 | 日本電気株式会社NECレクトロンティライス販売技術本部 モバイルコミュニケーションズグループ グループマネージャ |
| ク | 三森 茂樹 | 株式会社ガ・ミュージックネットワークス代表取締役副社長 |
| 監 事 | 大内 和衛 | 株式会社キューブ代表取締役社長 |
| ク | 勝股 敦 | 株式会社シーティーエー代表取締役社長 |
| 顧 問 | 梯 郁太郎 | ローランド株式会社取締役特別顧問 |
| ク | 日吉 昭夫 | ヤマハ株式会社顧問 |

会員名簿（五十音順）

| | | | | | |
|----------|---|----------|--|-------------|--|
| あ | 株式会社アイ・オー・データ機器 株式会社アイシックス アイデックス音楽総研株式会社 アカイドエクショナルエムアイ株式会社 株式会社アスキー アップルコンピュータ株式会社 | す | 株式会社ズーム 株式会社鈴木楽器製作所 | ま | 松下通信工業株式会社 松下電器産業株式会社 |
| い | 株式会社インターネット インフォコム株式会社 | せ | セイコーインスツルメンツ株式会社 株式会社セガ・ミュージック・ネットワーク | み | 三木楽器株式会社 有限会社ミュージカルプラン 株式会社ミュージック・シーオー・ジ・エーピー 株式会社ミュージックネットワーク ミュージックノート株式会社 |
| え | 株式会社エクシング N T T コミュニケーションズ株式会社 | そ | ソニー株式会社 | め | 株式会社メガフュージョン |
| え | 株式会社エム研 株式会社エムゾーン | た | 株式会社第一興商 株式会社タイカン 株式会社タイトー 大日本印刷株式会社 株式会社タムラ製作所 | も | 株式会社モリダイラ楽器 |
| お | 沖電気工業株式会社 株式会社音響総合研究所 | つ | 株式会社ツーカーセルラー東京 | や | ヤマハ株式会社 財団法人ヤマハ音楽振興会 ヤマハミュージックトレーディング株式会社 株式会社ヤマハミュージックメディア |
| か | カシオ計算機株式会社 カモンミュージック株式会社 株式会社河合楽器製作所 | て | ティアック株式会社 株式会社デノン 株式会社電波新聞社 | ゆ | 株式会社ユーズ・ビ・エムビ・エンタテイメント 株式会社ユーズモバイル |
| き | 株式会社キューブ 京セラ株式会社 | と | 東映ビデオ株式会社 | ら | 株式会社ラグナヒルズ |
| く | クラリオンソフト株式会社 クリムゾンテクノロジー株式会社 | に | ニフティ株式会社 学校法人片柳学園日本工学院専門学校 /日本工学院八王子専門学校 日本シゼザイ・ブ・ウ・マ-協会 | り | 株式会社リットーミュージック 株式会社リムショット |
| け | K D D I 株式会社 | の | 日本電気株式会社 学校法人電子学園日本電子専門学校 日本ビクター株式会社 | る | ローム株式会社 ローランド株式会社 ローランドミュージックスタジオ株式会社 |
| こ | 株式会社コルグ コロムビア音響工業株式会社 | は | ノキア・ジャパン株式会社 | わ | 株式会社ワキタ |
| さ | 株式会社サクセス 株式会社三愛ギガネットワークス | ひ | パイオニア株式会社 | 以上、会員会社82社 | |
| し | 株式会社シーティーエー 株式会社シーミュージック ジェイフォン株式会社 島村楽器株式会社 株式会社 J E U G I A 学校法人 尚美学園 | ふ | ビクターレジャーシステム株式会社 株式会社フェイス フォステクス株式会社 株式会社フュートレック 株式会社ブリマ楽器 | 贊助会員 | 株式会社大阪村上楽器 株式会社博秀工芸 株式会社ミュージックトレード社 有限会社ミュレイディア 株式会社ラプラス |
| | | | | | 以上、贊助会社 5 社 |



ホームページについてのお知らせ

- AMEIホームページの専門委員会の報告とお知らせは、新事業年度にあわせ、内容を更新しました。
- 「GM2ガイドブック <コンシューマー向けガイド編>」を7月中旬AMEIホームページに追加掲載予定
 - ・著作権・ソフト委員会 GM2スコアWG作成
 - ・GMレベル2による楽曲データ制作者のために、GM2仕様書に書かれた事項をより分かり易く解説
 - ・するとともに、実際のデータ入力例などまじえた実用的なガイドブックです。
- MIDI検定試験受験者・合格者のためのホームページ (<http://www.midilicense.com>) を7月末に新規開設予定
- 1394プロジェクトで進めてきたMusic Subunitの規格 (AMEI News vol.18で紹介) が、1394TAで承認され、公開されました。 <http://www.1394ta.org/> のSpecificationsからダウンロード可能です。